

MONEY FOR PRESIDENT

高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー
高橋 学



56歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスをを行っている。

相続と生命保険

生命保険の特徴と相続でのメリット

こんにちは、高橋学です。相続を円滑に進める手立ての1つとして、生命保険の活用が注目を集めています。生命保険が注目される理由は、この商品が預貯金などとは異なる相続上のメリットを持っており、合理的な相続やトラブル防止などに役立つため。それでは、どのようなメリットがあるのか見ていきましょう（図表1）。

メリットの1つ目は、死亡保険金は、相続税の基礎控除とは別に「500万円×法定相続人の数」の非課税枠があること。お金の残し方を現預金から死亡保険金に変えることで、相続税の課税価格を少なくできます。

2つ目は、受取人を指定できること。死亡保険金は受取人固有の財産とされ、原則として遺産分割協議の対象外。このため被相続人が残したい人に残したい額を渡すことができ、遺言を書くのと同様の効果を得られます（ただし、相続人に著しい不公平が生じた場合には、遺産分割協議の対象になることがあります）。

そして3つ目は換金性に優れていること。死亡保険金は不備のない必要書類を保険会社に送れば数日程度で現金で受け取れるのが一般的です。保険金は相続税の納税資金と

して使うことも可能です。

計画的かつ戦略的に活用しましょう

とはいえ、生命保険の活用には、注意点もあります。適切な保険金額や保険種類の検討に加え、個々の状況に適したプランを考える必要があることです。

例えばあなたが「相続税対策」と後継者の「納税資金対策」として、契約者と被保険者を自分自身、後継者を受取人とする保険プランを考えたとしましょう（図表2の契約例A）。しかし、こうしたプラン以外にも、後継者に現金の生前贈与を行い、後継者自身が契約者・受取人になるプラン（契約例B）なども考えられます。どちらが有利になるかは、ケースによって異なります。

同様に、後継者に財産の大半を相続させる代わりに、他の相続人には生命保険を使って現金を渡したいと考えたとしましょう（図表3の契約例C）。この場合においても、いったん後継者が受け取った保険金の中から後継者以外に代償分割を行うプラン（契約例D）も考えられ、どちらが適切かを総合的に判断する必要があります。生命保険は預貯金と比べ、加入後の見直しがしづらい面もあります。計画的かつ戦略的に活用することをお勧めします。

M

図表1
生命保険のメリット

① 非課税枠がある。
（500万円×法定相続人の数）

② 受取人を指定でき、保険金は
遺産分割の対象にならない。

③ すみやかに現金で受け取れ、
様々な用途に活用できる。

図表2 生命保険を活用した相続税・納税資金対策の契約例

契約例	契約者	被保険者	受取人	対象となる税金
契約例 A	父	父	子（後継者）	相続税
父が保険料負担				
契約例 B	子（後継者）	父	子（後継者）	所得税（一時所得）
父が保険料贈与 ……贈与税の課税対象*				

図表3 生命保険を活用した遺産分割対策の契約例

契約例	契約者	被保険者	受取人	遺産分割方法
契約例 C	父	父	子（後継者以外）	後継者以外が死亡保険金を現金で受け取る
父が保険料負担				
契約例 D	父	父	子（後継者）	後継者が受け取った死亡保険金を後継者以外に代償分割
父が保険料負担				

※年間110万円以下の贈与は贈与税が課税されない。なお、贈与者の相続が開始した場合、生前贈与加算の対象とされる（2024年1月1日以後の贈与については7年）。ただし、相続時精算課税制度を選択した場合は、年間110万円までの贈与は生前贈与加算の対象とされない。

（出所）各種資料をもとに筆者作成